

遺言執行・遺産整理の報酬・費用・手数料等基準

1. 一般報酬（被相続人の相続財産額を基準に下記区分により算出した金額）

- | | |
|-------------------|---------------|
| ・ 5,000万円以下 | 価額の1.2%+19万円 |
| ・ 5,000万円を超え1億円以下 | 価額の1.0%+29万円 |
| ・ 1億円を超え3億円以下 | 価額の0.7%+59万円 |
| ・ 3億円を超 | 価額の0.4%+149万円 |

※ただし、算出した金額が30万円に満たない場合には一律30万円とする。

2. その他報酬

- ・ 権利を取得する相続人（受遺者含む）の数4名超える場合、超えた人数1名につき5万円加算
 - ・ 特殊な名義書換・解約手続等諸手続代理・・・1件5万円以内加算
（預貯金・株券・ゴルフ会員権・保険等）
 - ・ 調査報酬・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・当事務所報酬額規程による加算
 - ・ 日当・交通費等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・当事務所報酬額規程による加算
 - ・ 換価換金処分手続及び換価換金不可財産の廃棄処分手続・・・・・・当事務所報酬額規程による加算
 - ・ 各種関係各所に対する債務及び費用の支払の代行手続・・・・・・・・・・当事務所報酬額規程による加算
- ※ただし、事件の内容（複雑困難の度合等）により上記により算出した金額の30%の範囲内で増減額することができる。

3. 不動産の相続・遺贈登記等の登記手続の登録免許税、収入印紙、戸籍等取寄等の経費、各種証明書の手数料等は、実費により計算し、別途負担とする。また、所有権移転登記等登記手続は別途、当事務所登記報酬額規定による報酬額となる。

4. 遺言執行者の義務である相続人への各種通知・報告及び財産目録の作成・交付等の業務（遺言執行者からの委任による代理行為業務を含む）については、別途負担となり、相続人の人数、通知・報告回数及び相続財産の種類と数により算出いたします。

5. 遺留分減殺請求等、遺言執行に関して裁判上の手続が必要となり、弁護士を選任する必要があるときは、弁護士費用は、別途負担とする。

6. 納税が必要な場合の相続申告のための税理士費用は、別途負担とする。

7. 交通費、郵送料等の個別経費の実費は、別途負担とする。

※上記報酬額は税別価格の為、別途、消費税がかかります。

クローバースタイル法務事務所 司法書士 平井利誉

〒567-0881

大阪府茨木市上中条一丁目6番25号 西山ビル201号

TEL 072 (697) 8999

FAX 072 (697) 8998